

茅野市の行政評価

平成28年度版

目次

1	基本的な考え方	1ページ
2	政策体系と行政評価	2ページ
3	行政評価の取組の経緯	2ページ
4	市民プランの進行管理と行政評価	3ページ
5	実施計画（予算編成）と行政評価	3ページ
6	事務事業評価の評価視点及び総合評価の判定	3ページ
7	細施策評価で取り入れる評価視点	4ページ
8	評価の主体及び手順	4ページ
9	事務事業評価及び細施策評価の流れ	5ページ
10	事務事業評価シートの作成手順	6ページ
11	事務事業評価シートの記入方法	7ページ
12	細施策評価の手順等	12ページ
13	行政評価のスケジュール	19ページ
14	スケジュールにある事務事業評価に関する補足説明	20ページ

1 基本的な考え方

行政評価は、限られた行政資源から最も効果的な成果を生み出すための、「PDCAの地域経営マネジメントサイクル」を定着させ、「何をするか」から「何をしたか」に、言い換えれば「予算主義」から「決算主義」に転換し、成果志向の行政経営を行い、市民満足度の向上を図る手法です。

また、「決算主義」においても的確に社会情勢の変化に対応することが十分できないためスピーディーに対応するための手法としても活用することができます。

このことから、次の4つを方針として行政評価を実施します。

① 成果志向の行政経営を進める（PDCAの地域経営マネジメントサイクル）

民間の経営的視点に立ち、行政運営をこれまでの計画重視から成果重視へ転換し、市民サービスの質的向上を図ります。

この成果志向の行政経営を進めるため、仕事の目的や目標、事務事業の実施による効果をできるだけ数値化することにより評価し、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改革・改善（Action）のマネジメントサイクルの確立を図ります。

なお、評価（Check）については、事業終了後に行う事後評価のみではなく、現在何に取り組む、どのような課題が生じているかを評価する事中評価を行います。

② 行政資源の効率的配分を行う（スクラップ&ビルド）

限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）を効率的・効果的に活用し、事務事業を進めていくために、目的や必要性、効果などを把握・評価して、常に見直しを行います。

地域経営マネジメントシステムにより、各部門の経営方針と目標と連携し、事務事業の重点化による拡充、劣後化による縮減、廃止等、事務事業の合理化を図り、予算配分の適正化を一層推進します。

③ 市民への説明責任の履行と行政情報の共有化を図る（アカウントビリティー（説明責任））

市民と協働するまちづくりを更に進めていくため、事業内容、執行方法の妥当性などについて、市民にわかりやすく情報提供し、説明責任と透明性の向上を図ります。

また、事務事業の目的や成果を客観的な指標（数値）で示すことで、市民との情報の共有化を進めます。

④ 職員の意識改革と政策の立案・形成能力の向上を図る（職員のプロ集団化）

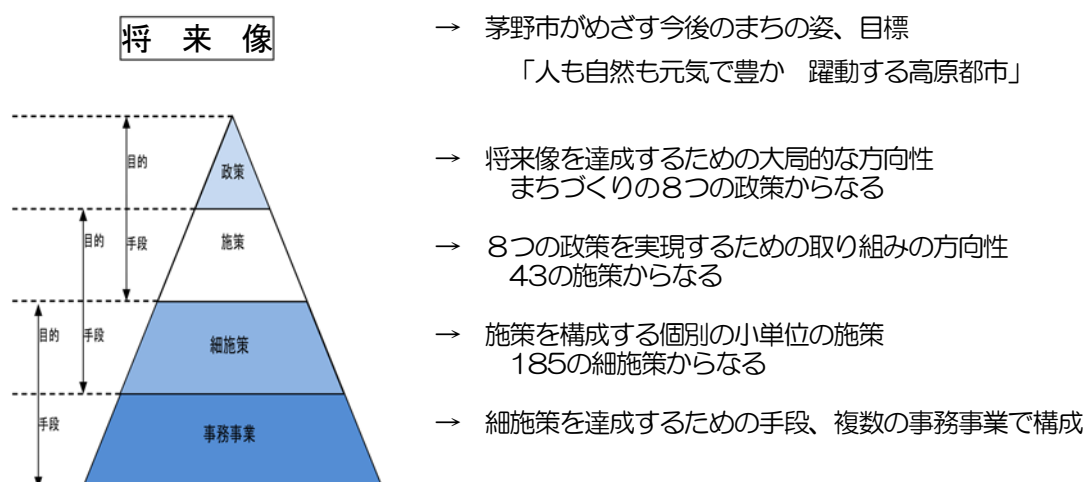
何のための事業なのかを改めて考え、事務事業の点検を行い、目的や妥当性、有効性、効率性などを常に意識することにより、事務事業の目的やコストに対する職員の意識の向上と政策立案・政策形成能力の向上を図ります。

2 市民プランの政策体系

市民プラン（第4次総合計画（平成20年9月策定））では、茅野市がめざす都市将来像「人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市」を頂点として、政策体系を「政策—施策—細施策—事務事業」の4層構造に整理しました。

政策体系において、「事務事業」は「細施策」の目的を達成するための手段で、「細施策」は「施策」の目的を達成するための手段となり、それぞれが目的と手段の関係になります。

政策体系の整理により、「上位目的から見て、どのような手段を行うことが成果向上につながるか」という視点で評価することができます。



3 行政評価の取組の経緯

事務事業評価（事後評価）は、平成15年度に、を試行的に導入し、平成16年度から本格実施しています。

その後、市民プランの策定により政策体系が整理されたことを機会に、平成21年度に、その進行管理を主眼に「細施策評価（事後評価）」を試行的に導入し、平成22年度

から本格実施しています。

また、地域経営マネジメントシステムにおいて、事務事業評価を予算編成に反映させるには、事後評価のみでは現在の状況を反映できないため、平成24年度から事中評価を一部の事務事業で導入し、平成25年度からは全ての事務事業を対象にしています。

4 市民プランの進行管理と行政評価

市民プランは、限られた地域資源のもと、その着実な推進を図っていくための視点として、細施策ごとに「まちづくりの目標指標」、「市と市民等が担う役割」、「細施策達成のための主要事務事業」を掲げ、これらを検証することにより、その進行管理ができる計画として策定しました。

この進行管理のため、個々の事務事業の絶対評価を事務事業評価で行い、事務事業評価を基に細施策レベルでの事務事業の相対的な評価（事務事業の重点化や取捨選択）を細施策評価で行います。

5 実施計画（予算）と行政評価

実施計画（予算）とは、市民プランの政策、施策、細施策ごとの3ヶ年の投資計画であるが、より行政評価との連動性を高めるために、平成25年度から実施計画策定の基礎として部枠予算の設定を行っています。

部枠予算とは、中期財政フレームを踏まえて、事務事業ごとの前年度予算に行政評価結果を反映させた次年度の予算枠に、主要な投資事業（実施計画事業）も含めた部単位の予算要求枠です。

部枠予算の設定により、行政評価と予算との連動のみえる化と、全体の投資計画を踏まえた各事務事業の選択と集中を進めています。

6 事務事業評価の評価視点及び総合評価の判定

事務事業評価は、原則として人工数や事業費、事務事業の性質（内容）にかかわらず全ての事務事業を対象とします（ただし、一部の補助金・負担金を除く。詳細は後述）。評価を行う視点等は、下記のとおりです。

(1) 評価視点

活動指標、成果指標といった数値指標を設定し、事務事業の実績を振り返る定量的な評価と、「妥当性」、「有効性」、「効率性」の3つの視点から定性的な評価を行い、それらの結果から総合評価を行います。

① 妥当性

市（公共）が関与する必要があるか、社会環境、市民ニーズの状況や、働きかける対象や意図を見直す必要があるかなど、事務事業を実施することの妥当性を評価します。

② 有効性

市の上位政策・施策の目標達成に結びついているか、目標がどの程度達成されているか、成果の向上余地はないか、意図された状態をどれだけ達成できたか（成果指標

の達成状況) など、事務事業の有効性を評価します。

③ 効率性

投入した行政コスト(ヒト・モノ・カネ)に見合った結果がでているか、実施方法に無駄がないか、成果を維持したままコスト削減の余地はないかなど、事務事業の効率性を評価します。

(2) 総合評価の判定

妥当性、有効性及び効率性の3つの視点から抽出された課題を踏まえて、A、B、C及びDの4段階で総合評価を判定します。

A～Dの評価は、以下のとおり定義します。

A：計画どおり事業を進めることが妥当

B：事業の進め方等に改善が必要

C：事業規模・内容・実施主体等の見直しが必要

D：事業の統合、休・廃止の検討が必要

7 細施策評価で取り入れる評価視点

細施策評価は、細施策の意図の達成や政策や施策を実現するために、細施策を構成する事務事業の方向性はどのようにあるべきかを評価することとなります。つまり、細施策評価は事務事業全体の最適化を図るためのマネジメントであり、経営資源の配分(予算、人員など)を行っていく上での基となります。

また、細施策の目標達成には長期的な視点が必要で、毎年度の評価は、その目標に向かっているかの進捗状況のチェックも必要です。

そして、まちづくりの主体は、行政だけではなく、市民・民間団体・事業者等であり、地域と協働して取り組まなければ、その目標を達成することはできません。

こうした考え方から、細施策評価は、「まちづくりの目標指標の分析」、「市と市民等との役割分担の妥当性」、「事務事業構成の妥当性」、「事務事業の重点化」の視点で評価します。

8 評価の主体及び手順

事務事業評価は、担当職員が事務事業評価シートを作成し、係長が内容の確認を行い、課長等がヒアリングをし、評価を行います。

細施策評価は、課長が、その細施策を構成する事務事業の評価結果に基づき、細施策評価シートを作成し、主管部長等がヒアリングをし、1次評価を行います。

1次評価終了後、副市長、企画総務部長、細施策評価の主管部長・主管課長・担当係長、企画課、財政課で構成する2次評価委員会で細施策評価を決定します。

2次評価の結果により、細施策評価及び事務事業評価を必要に応じて修正します。